

改正電帳法制度のご案内



一般社団法人大森青色申告会

電子帳簿保存法の中の『電子取引データ保存』については義務化されており、全ての事業者に影響する可能性があります。

『電子取引データ保存』については、令和5年12月31日までに準備が必要です。

－ 目 次 －

はじめに	1
電子帳簿保存法とは	3
電子帳簿保存法の全体図	5
電子帳簿等保存について【国税庁チラシ引用】	6
スキャナ保存について【国税庁チラシ引用】	8
電子取引データ保存について【国税庁チラシ引用】	10
電子取引データ保存に関する留意点と具体例及び Q&A	12
参考資料等	20
【電子取引】電子取引データの訂正および削除の防止に関する事務処理 規程（個人事業者の例）	21

はじめに

電子帳簿保存法の改正は、大きく分けて下記の3つに分けられます。

① 電子帳簿等保存 ② スキャナ保存 ③ 電子取引データ保存 です。

この中の③電子取引データ保存に関しては、取引に係る領収書や請求書などの証憑書類を電子データで受け取った場合（以下、「電子取引」）は、プリントアウトして紙媒体で保存するのではなく、後述する「真実性」や「可視性」の要件を備えた上で、必ず電子データの状態で保存するように義務化されました。

この改正は大多数の事業者に影響があると考えられ、例えばスマートフォンや PC から Amazon や楽天などのネット通販を使い、仕入や必要経費の対象物品を購入した場合や、ペーパーレスの電子通帳のみを利用している方等が対象になります。

また、改正電子帳簿保存法は既に実施されており、令和4年1月1日から施行されています。しかし、令和5年12月31日までは「宥恕措置※」が取られていますので慌てる必要はありませんが、③電子取引データ保存は、全ての事業者に係る制度となっておりますので、確実にご対応いただくようご自身での準備をお願いいたします（当会では、様々な観点から、PC やスマートフォン等の操作方法に伴うご相談は受け付けておりません）。

※「宥恕（ゆうじょ）措置（規定）」とは、「災害その他、やむを得ない事情があるときに、例外的な対応を認める措置（規定）」をいい、「宥（ゆう）」「恕（じょ）」ともに「許す、赦す（ゆるす）」の意味があります。

電子取引とは

電子取引とは、電子データを用いて行う全ての取引のことをいいます。具体的には、取引上必要になる請求書や領収書、契約書、納品書、見積書等を電子データでやり取りした場合に該当します。

電子取引の例

具体的な例示列举として、電子メールで領収書や請求書等を送受信した場合、PDF 等の各種ファイル形式でホームページから領収書や請求書等をダウンロードした場合、クラウド（オンライン）サービスを利用し領収書や請求書等を送受信した場合、キャッシュレス決済の明細を電子データで授受した場合、電子預貯金通帳を利用している場合、EDI システムやペーパーレスの FAX 複合機及び DVD 等でデータのやり取りを行っている場合などです。

ご注意

- ◆上記の電子取引が1つでもある方は「電子取引データ保存」が必要です。
- ◆具体的な留意点や改正項目等については、同封の『教えて!! 令和3年度改正電子帳簿保存法』をご覧ください。

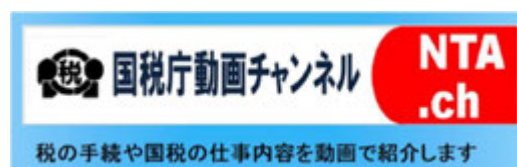
【資料 URL】

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0022001-105.pdf>

【資料 QR コード】



なお、YouTube 内の国税庁動画チャンネルにて、こちらの冊子の解説をしている動画がありますので、ご覧いただける方は合わせてご覧ください。



【令和4年1月更新】教えて!! 令和3年度改正 電子帳簿保存法
2.5万 回視聴・6 か月前

🏠 国税庁動画チャンネル

この動画では、電子帳簿等保存制度の令和3・4年度改正による改正内容の解説と実務上の留意点について説明しています。

🎬 【令和4年1月更新】教えて!! 令和3年度改正 電子帳簿保存法 | 経理のデジタル化と電子帳。 チャプター数: 11 ▼

電子帳簿保存法とは

電子帳簿保存法（以下「電帳法」）とは、正式名称を「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律」といい、各税法で原則紙での保存が義務づけられている帳簿書類について一定の要件を満たした上で電磁的記録（電子データ）による保存を可能とすること及び電子的に授受した取引情報の保存義務等を定めた法律です。

電子帳簿保存法上の電磁的記録による保存の改正事項は、次のとおりです。

①電子帳簿等保存（電子的に作成した帳簿・書類をデータのまま保存）に関する改正事項

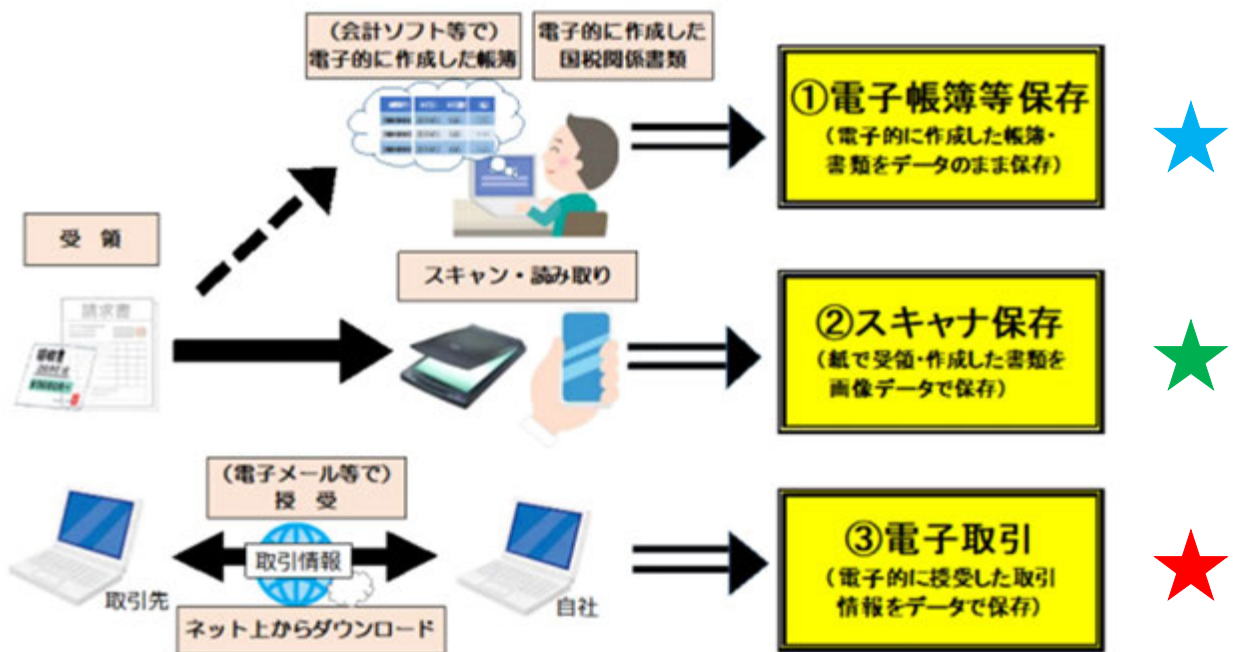
1. 税務署長の事前承認制度が廃止されました。
2. 優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置が整備されました。
3. 最低限の要件を満たす電子帳簿保存についても、電磁的記録による保存等が可能となりました。

②スキャナ保存（紙で受領・作成した書類を画像データで保存）に関する改正事項

1. 税務署長の事前承認制度が廃止されました。
2. タイムスタンプ要件及び検索要件について、要件が緩和されました。
3. 適正事務処理要件が廃止されました。

③電子取引（電子的に授受した取引情報をデータで保存）に関する改正事項

1. タイムスタンプ要件及び検索要件について、要件が緩和されました。
2. 適正な保存を担保する措置として、見直しが行われました。



★・・・利用したい方が利用する制度

★・・・利用したい方が利用する制度

★・・・皆様にご対応いただく必要がある制度

電子帳簿保存法の全体図

◆電子帳簿保存法の全体像を図示すると下記ようになります。

対 象	国 税 関 係 書 類				
	国税関係帳簿	決算関係書類	取引関係書類等		
			自己が発行	取引相手から受領	電子で送受信
	・ 総勘定元帳 ・ 補助元帳 ・ 仕訳帳 ・ 現金出納帳 等	・ 損益計算書 ・ 貸借対照表 ・ 棚卸表 等	・ 見積書(控) ・ 請求書(控) ・ 納品書(控) ・ 契約書 等	・ 見積書 ・ 請求書 ・ 領収書 ・ 契約書 等	・ 電子契約データ ・ メールデータ 等 (領収書、契約書、 請求書等を含む)
対 応	電子データのままで保存が <u>できる</u> (任意)		電子化して保存 <u>できる</u> (任意)		電子で保存 しなければ ならない (義務)
	最初の記録段階から一貫して 電子計算機を使用して作成する		年の途中から 可能		
区 分	電子データによる 帳簿 の保存	電子データによる 書類 の保存	書類の スキャナ 保存		電子取引データ の保存
	電帳法第4条1項	電帳法第4条2項	電帳法第4条3項		電帳法第7条
申 請	①電子帳簿等保存		②スキャナ保存		③電子取引 データ保存
	税務署への申請が不要になった				
	申請不要				

当会で推奨している会計ソフトは「やよいの青色申告(弥生会計)」です。20 シリーズ以降は電子帳簿等保存の JIIMA 認証に対応していますが、19 シリーズ以前のソフト及びオンライン(クラウド)版の弥生製品は対応していません。

また、その他のソフトをお使いの方で電子帳簿等保存を利用したい方は、ご自身で JIIMA の HP や会計ソフト会社の HP 等をご覧ください。

なお、当会では、青色申告特別控除 65 万円をご希望の方に対し、マイナンバーカードを使用しての e-Tax (電子送信)を推奨しております。

① 電子帳簿等保存について【国税庁チラシ引用】

はじめませんか、帳簿書類の電子化!

- 文書保存の負担軽減を図る観点から、各税法で保存が義務づけられている帳簿書類は、システムの説明書等の備付け等の最低限の要件を満たせば、プリントアウトせずに、作成した電子データのまま保存することができます。
- 国税の納税義務の適正な履行に資する一定の要件を満たした電子帳簿（優良な電子帳簿）の備付け及び保存をすることで、過少申告加算税の軽減措置や所得税の青色申告特別控除（65万円）の適用を受けることができます。

✓ 対象となる帳簿は？

◆ 自己がコンピュータを使用して作成する帳簿

（例）仕訳帳、総勘定元帳、経費帳、売上帳、仕入帳 など

- ※ 一部の帳簿のみを電子データによって保存することもできます。
（例：仕訳帳と総勘定元帳を電子データで保存し、他の帳簿は紙で保存する。）
- ※ 作成する過程で一部を手書きで記録するなど、一貫してコンピュータを使用して作成しない帳簿については、この制度の適用は受けられません。
- ※ 過少申告加算税の軽減措置の適用を受けるためには、青色申告者が保存しなければならないこととされる仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿の全てについて、優良な電子帳簿の要件に従って保存等を行う必要があります。

✓ 対象となる書類は？

◆ 自己がコンピュータを使用して作成する決算関係書類

（例）損益計算書、貸借対照表 など

◆ 自己がコンピュータを使用して作成して取引相手に交付する書類の写し

（例）見積書、請求書、納品書、領収書 などの“控え”

電子帳簿保存法の取扱通達やQ&Aについては、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載されています。詳しくは、 で

✓ 電子保存を行うための要件は？

要 件 概 要		帳 簿		書 類
		優良	その他	
記録事項の訂正・削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認できる電子計算機処理システムを使用すること		○	—	—
通常の業務処理期間を経過した後に入力を行った場合には、その事実を確認できる電子計算機処理システムを使用すること		○	—	—
電子化した帳簿の記録事項とその帳簿に関連する他の帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認できること		○	—	—
システム関係書類等（システム概要書、システム仕様書、操作説明書、事務処理マニュアル等）を備え付けること		○	○	○
保存場所に、電子計算機、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、記録事項を画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと		○	○	○
検索要件	① 取引年月日、取引金額、取引先により検索できること	○	—	—※3
	② 日付又は金額の範囲指定により検索できること	○※1	—	—※3
	③ 2以上の任意の記録項目を組み合わせた条件により検索できること	○※1	—	—
税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしておくこと		—※1	○※2	○※3

※1 検索要件①～③について、保存義務者が、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、②③の要件が不要。

※2 “優良”の要件を全て満たしているときは不要。

※3 取引年月日その他の日付により検索ができる機能及びその範囲を指定して条件を設定することができる機能を確保している場合には、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしておくことの要件が不要。

✓ 必要な手続は？

◆ 電子保存の開始に当たって、特別な手続は、必要ありません。

令和4年1月1日以後は、事前に税務署長の承認を受ける必要もなく、任意のタイミングで始められます。ただし、帳簿の電子保存については、原則、課税期間の途中から適用することはできません。

優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置等の適用を受けるためには、所轄税務署長宛、あらかじめ（※）、**届出書を提出する必要があります。**

（※）軽減措置等の適用を受けようとする国税の法定申告期限までに、その届出書を提出した場合には、あらかじめ、提出があったものと取り扱います。

◆ 要件を満たすかどうか確認するための認証制度及び相談窓口があります。

市販のソフトウェア等で機能要件を満たすと認証を受けた製品には、公益社団法人日本文書情報マネジメント協会（J I I M A）の認証マークが付されています。また、独自開発されるシステムを対象に税務署及び国税局に事前相談窓口を設けています。

②スキャナ保存について【国税庁チラシ引用】

はじめませんか、書類の**スキャナ保存**！

- 文書保存の負担軽減を図る観点から、各税法で保存が義務づけられている書類は、一定の要件の下で、紙のままではなくスキャナで読み取った電子データの形式で保存することができます。

✓ 対象となる書類は？

- ◆ 取引相手から受け取った書類
 - ◆ 自己が作成して取引相手に交付する書類の写し
- (例) 契約書、見積書、注文書、納品書、検収書、請求書、領収書 など



✓ 「スキャナ」とは？

- ◆ 書面を電子データに変換する入力装置のうち次の要件を満たすもの
 - 解像度：200dpi（A4サイズで約387万画素相当）以上による読み取りができること
 - 色調：カラー画像※による読み取りができること
- ※ 資金や物の流れに直結しない「一般書類」を保存する場合には、グレースケール画像でも可



✓ 必要な手続は？

- ◆ スキャナ保存の開始に当たって、特別な手続は、原則（※）**必要ありません。**
 令和4年1月1日以後は、事前に税務署長の承認を受ける必要もなく、任意のタイミングで始められます。また、スキャナ保存は書類の種類ごとに行うことができます。
 ※ 過去分重要書類（裏面参照）のスキャナ保存には、届出書を提出する必要があります。
- ◆ 要件を満たすかどうか確認するための**認証制度及び相談窓口**があります。
 市販のソフトウェア等で機能要件を満たすと認証を受けた製品には、公益社団法人日本文書情報マネジメント協会（J I I M A）の認証マークが付されています。また、独自開発されるシステムを対象に税務署及び国税局に事前相談窓口を設けています。

電子帳簿保存法の取扱通達やQ&Aについては、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載されています。詳しくは、

国税庁 電子帳簿保存法

で

検索



令和3年11月

スキャナ保存を行うための要件は？

書類の区分	重要書類	一般書類
	資金や物の流れに直結・連動する書類 (例) 契約書、納品書、請求書、領収書 など	資金や物の流れに直結・連動しない書類 (例) 見積書、注文書、検収書 など
入力期間の制限	【早期入力方式】 国税関係書類に係る記録事項の入力をその受領等後、速やか(おおむね7営業日以内)に行うこと 【業務処理サイクル方式】 国税関係書類に係る記録事項の入力をその業務の処理に係る通常の期間(最長2か月以内)を経過した後、速やか(おおむね7営業日以内)に行うこと ※ 国税関係書類の受領等から入力までの各事務の処理に関する規程を定めている場合に限る 【適時入力方式】 適時に入力 (注)	
一定水準以上の解像度及びカラー画像による読み取り	(1) 解像度が 200 dpi 相当以上であること (2) 赤色、緑色及び青色の階調がそれぞれ 256 階調以上(24 ビットカラー)であること (2)に関しては、白黒階調(いわゆるグレースケール)での読み取りも認められる。(注)	
タイムスタンプの付与	入力期間内に、一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプ(電磁的記録が変更されていないことについて、保存期間を通じて確認することができ、課税期間中の任意の期間を指定し、一括して検証することができるものに限る。)を、一の入力単位ごとの電磁的記録の記録事項に付すこと ※ 入力期間内にその国税関係書類に係る記録事項を入力したことを確認できる場合には、このタイムスタンプの付与要件に代えることができる	
読取情報の保存	読み取った際の解像度、階調及び当該国税関係書類の大きさに関する情報を保存すること ※ 国税関係書類の受領者等が読み取る場合で、当該国税関係書類の大きさが A4 以下であるときは、大きさに関する情報の保存は不要 大きさに関する情報の保存は不要 (注)	
バージョン管理	国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができる電子計算機処理システム又は訂正又は削除を行うことができない電子計算機処理システムを使用すること	
入力者等情報の確認	国税関係書類に係る記録事項の入力を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認できるようにしておくこと	
帳簿との相互関連性の確保	国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項と当該国税関係書類に関連する国税関係帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認することができるようにしておくこと	
見読可能装置の備付け等	(1) 14 インチ(映像面の最大径が 35cm)以上のカラーディスプレイ及びカラープリンタ並びに操作説明書を備え付けること (2) 電磁的記録について、次のイ～ニの状態で、速やかに出力することができるようにすること イ 整然とした形式 ロ 当該国税関係書類と同程度に明瞭 ハ 拡大又は縮小して出力することが可能 ニ 4 ポイントの大きさの文字を認識できる 白黒階調(いわゆるグレースケール)による保存の場合、ディスプレイ及びプリンタはカラー対応である必要はない。(注)	
電子計算機処理システムの概要書等の備付け	電子計算機処理システムの概要を記載した書類、そのシステムの開発に際して作成した書類、操作説明書、電子計算機処理並びに電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類を備え付けること	
検索機能の確保	電磁的記録の記録事項について、次の要件による検索ができるようにすること (1) 取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先での検索 (2) 日付又は金額に係る記録項目について範囲を指定しての検索 (3) 2 以上の任意の記録項目を組み合わせての検索 ※ 税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようになっている場合には、(2)及び(3)の要件は不要	

(注) 一般書類のスキャナ保存を行う場合の要件です。また、そのスキャナ保存を行う国税関係書類に係る電磁的記録の作成及び保存に関する事務の手続を明らかにした書類(これらの事務の責任者が定められているもの。)の備付けを行う必要があります。

【過去分重要書類の取扱い】

スキャナ保存を開始した日より前に作成・受領をした重要書類(過去分重要書類)については、あらかじめ、その種類等を記載した適用届出書を税務署長等に提出することでスキャナ保存をすることができます。この場合、入力期間の制限の要件は不要となる等、上記要件の一部は緩和されますが、電磁的記録の保存に併せて、そのスキャナ保存を行う国税関係書類に係る電磁的記録の作成・保存に関する事務の手続を明らかにした書類(これらの事務の責任者が定められているもの。)の備付けを行う必要があります。

上記は、令和4年1月1日以後にスキャナ保存を行う場合の要件になります。

③電子取引データ保存について【国税庁チラシ引用】

【令和4年1月以降用】

電子取引データの保存方法をご確認ください

- ◆ 令和5年12月31日までにを行う電子取引については、保存すべき電子データをプリントアウトして保存し、税務調査等の際に提示・提出できるようにしていれば差し支えありません（事前申請等は不要）。
- ◆ 令和6年1月からは保存要件に従った電子データの保存が必要ですので、そのために必要な準備をお願いします。

- 請求書・領収書・契約書・見積書などに関する電子データを送付・受領した場合には、その電子データを一定の要件を満たした形で保存することが必要です。
- 申告所得税・法人税に関して帳簿書類の保存義務がある全ての方にご対応いただく必要があります。

✓ 保存すべき電子データは？

◆ 紙でやりとりしていた場合に保存が必要な情報が含まれる電子データ

（例）請求書、領収書、契約書、見積書など

※受け取った場合だけでなく、送った場合についても保存が必要です。

※例えば、電子メールの本文・添付ファイルで請求書に相当する情報をやりとりした場合や、WEB上でおこなった備品等の購入に関する領収書に相当する情報がサイト上でのみ表示される場合には、それぞれの電子データを保存する必要があります（PDFやスクリーンショットによる保存も可）。

✓ どのように保存する必要があるのか？

◆ 改ざん防止のための措置をとる

「タイムスタンプ付与」や「履歴が残るシステムでの授受・保存」といった方法以外にも「改ざん防止のための事務処理規程を定めて守る」でも構いません。

◆ 「日付・金額・取引先」で検索できるようにする

専用システムを導入していなくても、①索引簿を作成する方法や、②規則的なファイル名を設定する方法でも対応が可能です（詳しくは裏面をチェック）。

※2年（期）前の売上が1,000万円以下であって、税務調査の際にデータのダウンロードの求め（税務職員への提示等）に対応できる場合には、検索機能の確保は不要です。

◆ ディスプレイ・プリンタ等を備え付ける



✓ 改ざん防止のための措置について

- ◆ システム費用等をかけずに導入できる“改ざん防止のための事務処理規程”については、[国税庁HP](#)でサンプルを公表しています。

※Word ファイルで公表していますので、ひな形としてご利用いただけます。



✓ 検索機能を確保する簡易な方法について

以下のいずれかの方法でも、検索機能を確保していることとなります。

- ◆ 表計算ソフト等で索引簿を作成する方法

表計算ソフト等で索引簿を作成しておくことで、表計算ソフト等の機能を使って検索する方法です。

〔イメージ〕

連番	日付	金額	取引先	備考
1	20210131	110000	株式会社	請求書
2	20210210	330000	国税工務店	注文書
3	20210228	330000	国税工務店	領収書
...	...	...	...	...
49	20211217	220000	株式会社	請求書
50	20211227	550000	国税工務店	領収書

- ◆ 規則的なファイル名を付す方法

データのファイル名に規則性をもって「日付・金額・取引先」を入力し、特定のフォルダに集約しておくことで、フォルダの検索機能が活用できるようにする方法です。

〔イメージ〕

20210131_110000_(株)露商店.pdf
 20210210_330000_国税工務店(株).msg
 20210228_330000_国税工務店(株).pdf
 20211217_220000_(株)露商店.msg

(例) 2021年1月31日 (株)露商店からの110,000円の請求書なら「20210131_110000_(株)露商店」

※ 税務調査の際に、税務職員からデータのダウンロードの求めがあった場合には、上記のデータについて提出してください。

✓ 市販のソフトウェア等を使用する方への参考情報

- ◆ 電子取引データの保存については、専用システムやソフトウェア等をご用意いただかなくても対応いただけますが、保存や検索などが効率的にできるソフトウェア等も販売されています。
- ◆ 要件を満たしたソフトウェア等が確認するための認証制度があります。
市販のソフトウェア等で機能要件を満たすと認証を受けた製品には、公益社団法人日本文書情報マネジメント協会（J I I M A）の認証マークが付されています。また、独自開発されるシステムを対象に税務署又は国税局に事前相談窓口も設けています。

電子帳簿保存法の取扱通達やQ&Aについては、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載されています。詳しくは、 で



国税庁

令和3年11月
(令和3年12月改訂)

③電子取引データ保存

に関する留意点と具体例及び Q&A

1. 電子取引データ保存に関する要件について

※ 下記要件のうち下線を付した部分が、令和3年度税制改正により変更があった箇所です。

電子取引の保存要件	真実性の要件	以下の措置のいずれかを行うこと ① タイムスタンプが付された後、取引情報の授受を行う ② 取引情報の授受後、<u>速やかに（又はその業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに）</u>タイムスタンプを付すとともに、保存を行う者又は監督者に関する情報を確認できるようにしておく ③ 記録事項の訂正・削除を行った場合に、これらの事実及び内容を確認できるシステム又は記録事項の訂正・削除を行うことができないシステムで取引情報の授受及び保存を行う ④ 正当な理由がない訂正・削除の防止に関する事務処理規程を定め、その規程に沿った運用を行う
	可視性の要件	保存場所に、電子計算機（パソコン等）、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと 電子計算機処理システムの概要書を備え付けること 検索機能※を確保すること ※ <u>帳簿の検索要件①～③に相当する要件（ダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、②③不要）</u> <u>保存義務者が小規模な事業者でダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、検索機能不要</u>

ポイント

従来のようにやりとりしたデータを紙出力した書面のみを保存する方法は認められておらず、やりとりした電子取引データ自体に上記要件を満たして保存する必要があります。

ご注意

この冊子では、改正電帳法のうち③電子取引データ保存についてのみ具体的に記載しています（全事業者に影響がある可能性があるため）。

したがって、①電子帳簿保存及び②スキャナ保存については、事業者が任意で利用する制度ですので、留意点や具体例等につきましては割愛させていただきます。

なお、①電子帳簿保存②スキャナ保存について詳細をご希望の方は、一定のパソコン等に関する知識等が必要です。したがって、ご自身で国税庁 HP や各ソフトウェア会社等の規程、パソコン等に関する設定等を行う必要がありますのでご了承くださいますようお願い申し上げます。

2. 電子取引の保存要件を満たすためには・・・

p.12 の図表のとおり、電子取引の保存要件を満たすためには、『**真実性の要件**』及び『**可視性の要件**』を満たす必要があります。

(1)『**真実性の要件**』について

『**真実性の要件**』は、①～④のどれか 1 つを満たせば良いのですが、①②③はタイムスタンプの用意や、記録事項の訂正・削除システムを用意する必要があるので、各種の有料サービスを利用しなければならない可能性がある点と、各種サービスを比較検証した上で選択しなければならない点で煩わしさがあります。

一方、④の要件については正当な理由がない訂正・削除の防止に関する事務処理規程を定め、その規程に沿った運用を行えば良いので、国税庁 HP が提供している雛形を用いれば容易に無料で作成できます。

こちらについては、P.21 に国税庁 HP に記載してある雛形【電子取引データの訂正および削除の防止に関する事務処理規程（個人事業者の例）】を掲載しますのでご参照ください。

(2)『可視性の要件』について

また、『可視性の要件』については、要約すると「見読性」及び「検索性」の確保が求められており、どちらも満たす必要があります。

「見読性」については、通常の市販の PC 等一式を用意すれば足りると考えられます。

一方、「検索性」については、以下の ABC の3つの条件を全て満たすかたちで検索要件を充足することが必要です。

3つの 検索要件

- A 取引等の「取引年月日・取引金額・取引先」で検索ができる。
- B 「日付又は金額」について範囲を指定して検索ができる。
- C 「二つ以上の任意の記録項目」を組み合わせで検索ができる。

ただし、税務調査の際にデータのダウンロードの求め（税務職員への提示等）に全て応じることができるようになっている場合には、上記 B と C の条件は不要です。

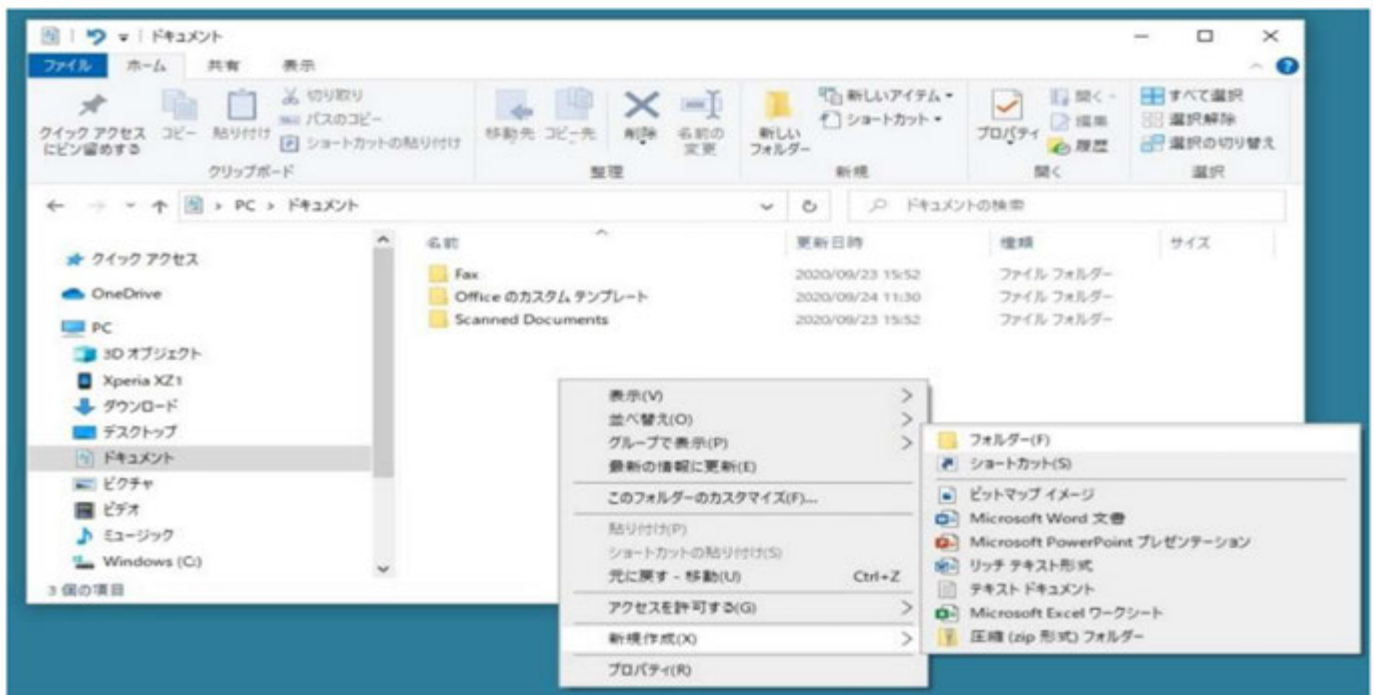
また、2年前の売上が 1,000 万円以下であって、税務調査の際にデータのダウンロードの求め（税務職員への提示等）に対応できる場合には、検索要件（上記 A、B、C）の確保は不要です。

3. 電子取引の保存要件を満たす具体例について

(I) 電子データの保存

① 保存先フォルダの作成方法

Windows エクスプローラーを起動し、パソコンのハードディスクまたは外部メモリの任意の場所を指定し、右クリックしてメニューから「新規作成」－「フォルダ」を選択し、新しい名前（「電子取引令和4年」など毎年新たに作成するとみやすくなります）を指定してエンターキーを押します。



② メール添付ファイルのみを保存する場合 [Windows 標準添付のメールを使用する場合]

メールを起動し、指定するメールを選択して本文が表示されている状態で「添付ファイルを保存」ボタンをクリックし、保存先のフォルダを指定し、適当なファイル名 を付けて保存ボタンを押します。ファイルはフォルダの検索機能を利用できるように、日付、金額、相手先名の 3 つを付すなど、規則性をもって特定のフォルダに集約しておきます。

(規則性を有したファイル名の例)

	20210131	110000	(株)霞商店.pdf
	20210210	330000	国税工務店 (株) .msg
	20210228	330000	国税工務店 (株) .pdf
	20211217	220000	(株)霞商店.msg

日付
金額
相手先

③ メール本文を保存する場合 (メールソフトにフォルダを作成、振り分け条件設定を 含む)

[Windows 標準添付のメールを使用する場合]

・ (メールソフト内部で保存する場合)

メールを起動し、「ファイル」-「新規作成」-「フォルダ」で受信トレイ内に事業者名を付けたフォルダを作成します。「ツール」-「メッセージルール」-「メール」で事業者のメールアドレスを指定して 指定フォルダに振り分ける条件を設定します。

・ (メールソフト外部に保存する場合①:メールデータの保存)

メールを起動し、指定するメールを選択して本文が表示されている状態で画面右上の「…」(アク

ション)をクリックし、表示されるメニューから「名前を付けて保存」をクリックし、適当なファイル名を付けて保存ボタンを押します。

※ この方法で保存するファイルは電子メールメッセージ形式のため、開くため にメールソフトが必要
要です。

・(メールソフト外部に保存する場合②:メールデータの PDF 印刷)

メールを起動し、指定するメールを選択して本文が表示されている状態で画面右上の「…」(アクション)をクリックし、表示されるメニューから「印刷」をクリックし、送信先を「Microsoft Print to PDF」を選択し、印刷ボタンを押します。保存先のフォルダを選択して、適当なファイル名を付けて保存ボタンを押します。

※この方法で保存するファイルは PDF 形式のため、開くためには無料ソフト Acrobat Reader
などのソフトがインストールされていることが必要です(通常のパソコン等なら特段の対応は不要
です)。

(2) 検索要件への対応(次の①または②のいずれの方法でもよい)

① ファイルの名前付け(名前の変更を含む)

Windows エクスプローラーを起動し、保存したファイル(前述(1)電子データの保存の②)を指定して右クリックしてメニューから「名前の変更」を選択し、新しい名前を指定してエンターキーを押します。ファイルはフォルダの検索機能を利用できるよう、日付、金額、相手先名の3つを付すなど、規則性をもって特定のフォルダに集約しておきます。

※ 請求書や領収書など電子データの内容に応じて保存フォルダを分けておくと、自身が検索する際にも便利です。

(規則性を有したファイル名の例)



② エクセルによる検索簿の作成

保存したファイルを検索できるよう、日付、金額、相手先名などを入力したエクセルファイルを作成します。保存したファイルには連番等を付しておくことで紐付けをしておきます。

(索引簿のイメージ)

連番	日付	金額	取引先	備考
1	20210131	110000	(株)霞商店	請求書
2	20210210	330000	国税工務店(株)	注文書
3	20210228	330000	国税工務店(株)	領収書
⋮				
49	20211217	220000	(株)霞商店	請求書
50	20211227	55000	国税工務店(株)	領収書

4.よくある Q&A について

国税庁作成資料に代表的な Q&A が記載されていますので、下記に抜粋します。

～『教えて!!令和3年度改正電子帳簿保存法(動画)』用資料 P13 より引用～

Q. 同じ内容について紙とデータの両方受け取った場合、その両方について保存をしておく必要はあるか。

A. 電子取引データと書面の内容が同一であり、書面を正本として取り扱うことを取り決めている場合には、当該書面の保存のみで足りる。ただし、電子取引データに書面で受領した取引情報を補完するような取引情報が含まれている場合等には、いずれについても保存が必要になる。

Q. 受領したデータを一旦紙に出力し、それについてスキャナ保存を行うことにより保存することは認められるか。

A. 他者から受領した電子データとの同一性が十分に確保できないことから、真実性確保のための要件(改ざん防止要件)が課されていない出力書面等による保存措置が廃止されたところであり、この出力書面による保存自体が認められないこととなったため、その出力書面をスキャナ保存することも認められない。

～『電子帳簿保存法一問一答【電子取引関係】』問 57【解説】(注)書きより引用～

(注)電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務に関する今般の改正を契機として、電子データの一部を保存せずに書面を保存していた場合には、その事実をもって青色申告の承認が取り消され、税務調査においても経費として認められないことになるのではないかと心配している方が見られます。

しかし、これらの取扱いについては、従来と同様に、例えば、その取引が正しく記帳されて申告にも反映されており、保存すべき取引情報の内容が書面を含む電子データ以外から確認できるような場合には、それ以外の特段の事由が無いにもかかわらず、直ちに青色申告の承認が取り消されたり、金銭の支出がなかったものと判断されたりするものではありません。

参考資料等

【電子帳簿等保存制度特設サイト】

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/tokusetsu/index.htm>



【電子帳簿保存法一問一答（電子計算機をしようして作成する帳簿書類関係）】

https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021006-031_01.pdf



【電子帳簿保存法一問一答（スキャナ保存関係）】

https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021006-031_02.pdf



【電子帳簿保存法一問一答（電子取引関係）】

https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021006-031_03.pdf



(個人事業者の例)

電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程

この規程は、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法の特例に関する法律第7条に定められた電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務を適正に履行するために必要な事項を定め、これに基づき保存することとする。

(訂正削除の原則禁止)

保存する取引関係情報の内容について、訂正及び削除をすることは原則禁止とする。

(訂正削除を行う場合)

業務処理上やむを得ない理由（正当な理由がある場合に限る。）によって保存する取引関係情報を訂正又は削除する場合は、「取引情報訂正・削除申請書」に以下の内容を記載の上、事後に訂正・削除履歴の確認作業が行えるよう整然とした形で、当該取引関係情報の保存期間に合わせて保存することをもって当該取引情報の訂正及び削除を行う。

- 一 申請日
- 二 取引伝票番号
- 三 取引件名
- 四 取引先名
- 五 訂正・削除日付
- 六 訂正・削除内容
- 七 訂正・削除理由
- 八 処理担当者名

この規程は、令和〇年〇月〇日から施行する。